

令和元年度

「経済産業省環境配慮の方針」に基づく取組の自主点検結果

令和元年度「経済産業省の環境配慮の方針」に基づく取組の自主点検結果

目次

1. 通常の経済活動の主体としての環境保全への取組

- (1)「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府の実行計画)に基づく取組
- (2)令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結
- (3)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく取組

2. 環境政策の推進

1. 通常の経済活動の主体としての環境保全への取組

(1)「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に基づく令和元年度の取組

平成 28 年 5 月 13 日、地球温暖化対策計画の閣議決定と併せ、新たに「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(以下「政府実行計画」という。)が閣議決定された。本計画では、2013(平成 25)年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を 2030(平成 42)年度までに 40%、中間目標として 2020 年度(平成 32 年度)までに 10%削減するという目標を設定するとともに、LED 照明の率先導入等の措置を講じることとしている。

当該計画に基づく当省の取組状況は以下のとおりである。
当省の実行計画に定めた数量的目標の達成に向けて、概ね順調に実施できている。今後も引き続き温室効果ガス排出削減に有効な対策を進めていく。

<当省の令和元年度の取組状況>

○公用車に占める次世代自動車の割合については、約 85%であった。

(実行計画における目標:基準年度比で 2020 年度までに 9 割程度を次世代自動車とする。)

○公用車の燃料使用量については、基準年度(2013 年度)比 33%削減となった。

(実行計画における目標:基準年度比で 2020 年度までに概ね 15%以上削減する。)

○LED 照明の導入割合については、約 42%であった。

(実行計画における目標:2020 年度までに概ね 50%以上とする。)

○用紙類の使用量については、基準年度比約 41%削減となった。

(実行計画における目標:基準年度比で、2020 年度までに概ね 40%以上削減する。)

○事務所の単位面積あたりの電気使用量については、基準年度比約 17%削減となった。

(実行計画における目標:基準年度比で 2020 年度までに概ね 10%以上削減する。)

○エネルギー供給設備等における燃料使用量については、基準年度比約 16%削減となった。

(実行計画における目標:基準年度比で 2020 年度までに概ね 10%以上削減する。)

○事務所の単位面積当たりの上水使用量については、基準年度比約 21%削減となった。

(実行計画における目標:基準年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減する。)

○以上を踏まえた温室効果ガス総排出量については、基準年度比約 30%の削減となった。

(実行計画における目標:基準年度比で、2030 年度までに 40%削減する。中間目標として基準年度比で、2020 年度までに 10%削減する。)

(2) 令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

なお、本取りまとめは、経済産業省本省(資源エネルギー庁、中小企業庁を含む。)、特許庁、地方経済産業局(産業保安監督部を含む。)及び経済産業研修所における契約の締結実績について取りまとめたものである。

経済産業省における令和元年度の環境配慮契約の締結実績

令和元年度においては、環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)を締結した。

具体的には、基本方針において具体的な契約方法が定められている、①電気の供給を受ける契約(裾切り方式¹⁾)②自動車の購入及び賃貸借に係る契約(総合評価落札方式²⁾)、③船舶の調達に係る契約(船舶の設計(プロポーザル方式³⁾)、小型船舶の調達(裾切り方式))、④省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約(プロポーザル方式)、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物の処理に係る契約(裾切り方式)のうち、①、②及び⑦に関連して以下のとおり契約を締結した。

① 電気の供給を受ける契約

経済産業省本省(高圧)、特許庁、経済産業研修所及び中部経済産業局においては、使用する電気の調達に関して、環境配慮契約とされる裾切り方式によって電力供給契約を締結した。

経済産業省本省(低圧)においては、使用する電気が少量のため、随意契約にて電力供給契約を締結した。

その他の地方経済産業局においては、合同庁舎に入居している等の理由のため、契約を行っていない。

② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

経済産業省本省及び地方経済産業局において、計6台の自動車を購入、計5台の自動車を賃貸借した。これら計11台の契約のうち、10台については、環境配慮契約とされ

¹ 入札参加資格を設定し、基準を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式

² 価格にかかる評価点のほかに、価格以外の要素に係る評価点を評価対象に加えて品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を考慮した結果、最も優れた者を落札者とする方式

³ 設計者や設計組織の持つ想像力、技術力、経験などを技術提案書(プロポーザル)から評価し、その設計業務の内容に最も適した設計者を選ぶ方式

る総合評価落札方式による入札を実施した。

また、総合評価落札方式の例外規定として「環境性能がほとんど寄与しない場合は、必ずしも本方式を適用しない」ことが定められており、上記以外の1台については同規定に該当するため最低価格方式により契約を行った。

⑥ 建築物の維持管理に関する契約

経済産業研修所において2件の契約を締結したが、次年度以降の管理・運營業務が定まらなかったことから、随意契約により平成28年4月から平成31年3月までの契約を平成31年4月末まで延長する必要があったこと、平成31年5月からの庁舎管理・運營業務について、建築物の維持管理に関する契約に係る基本方針の閣議決定(平成31年2月8日)前に公告したことから、それぞれ環境配慮契約を締結しなかった。

⑦ 産業廃棄物の処理に係る契約

経済産業省本省、特許庁においては計5件の契約を締結し、このうち3件については、環境配慮契約方式によって、契約を締結した。

その他の2件については、PCB 廃棄物の処理のため受託業者が特定されているものであったこと、低濃度 PCB 廃棄物の運搬処分の性質上応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できない可能性があったことから、それぞれ環境配慮契約方式を実施しなかった。

(3)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく取組

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。)第8条第1項の規定に基づき、令和元年度の環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣へ通知する。

第1. 令和元年度の経緯

令和元年度については、当省において環境物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

第2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目(環境省が策定した政府全体の基本方針で定められた文房具、公用車などの物品及び公共工事資材等)の調達量等は、別紙1および別紙2のとおりである。調達方針において基準を満足する物品等の調達割合により目標設定を行う品目については、100パーセントを目標としており、求める仕様を満たす物品の存在する場合においては、各分野とも目標達成率は概ね100パーセントであった。

第3. 間伐材及び合法木材の利用状況

「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく合法木材、間伐材の利用状況については、別紙3のとおりである。対象となっている全ての品目について、間伐材または合法性が証明された木材を使用した物品の調達率は100パーセントであった。

第4. 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達物品等以外の環境物品等(ゴミ袋など計3品目)の調達量等については、別紙4のとおりである。100パーセントを目標としており、調達のあった品目については、目標を達成できた。

第5. その他の物品役務調達に当たっての環境配慮の実績

契約業者及び納入業者に環境物品等の推進を呼びかけ、また、仕様書に環境物品等購入に関する事項を記載させている。

第6. 当該年度調達実績に関する評価

特定調達品目及び特定調達物品等以外の環境物品等の目標については、求める仕様を満たす物品が存在する場合において、概ね調達目標を達成した。

2. 環境政策の推進

令和元年度に行った施策については、あらかじめ設定した目標の達成状況や指標の動向等により、施策に係る現状の把握、課題等の分析を踏まえて評価を行った。

評価対象とする施策については、経済産業省政策体系に掲げる環境関連施策(2施策)とし、施策ごとに評価を行い、その結果を施策への反映状況として整理している。

政策評価の結果への政策への反映状況は、以下の表のとおりである。

令和元年度事後評価(政策評価)の概要

項目\施策名	環境	化学物質管理
施策概要	<p>○地球温暖化対策等の推進</p> <p>パリ協定の下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際交渉に取り組むとともに、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)に基づき、我が国の中期目標(2030年度削減目標)の達成に向けて、対策等に着実に取り組む。また、世界の温室効果ガスの削減に向けて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(平成28年4月19日)に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。</p> <p>○資源循環の推進、環境負荷の改善</p> <p>資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>	<p>化学物質の人・環境への悪影響を最小化する国際目標を受け、規制強化の方向にある国際動向を踏まえ、経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施する。</p>
評価	相当程度進展あり	相当程度進展あり

※ 評価は5段階(『目標超過達成』、『目標達成』、『相当程度進展あり』、『進展が大きくない』、『目標に向かっていない』)